令和７年度会計年度任用短時間勤務職員選考申込書

※受付番号

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| □　技能補助員【保育課】  □　戸籍・住基専門事務員【南区役所区民課】  □　技術専門員（土木）【南土木事務所】 | | | | | | | ※いずれかにチェックしてください。 | | | （写真貼り付け欄）  ・申込日前３か月以内に撮影したもの  ・上半身・脱帽・正面向き  ・縦4cm×横3cm程度 |
| フリガナ | | |  | | | | | | |
| 氏名 | | |  | | | | | | |
| 生年月日 | | | 昭和  平成 | 年　　　月　　　日（　　　歳） | | | | ※令和７年６月１日現在の年齢  　をご記入ください。 | |
| 住　所（アパート名、棟・部屋番号まで記入してください。） | | | | | | | | | | |
| （〒　　　-　　　　） | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | |
| 自宅℡ | | -　　　　　- | | | | 携帯℡ | | | -　　　　　- | |
| 職　　　　　歴 | 勤務先（部課名まで） | | | | 職 務 内 容 | | | | 在 職 期 間 | 就労の形態 |
|  | | | |  | | | | S・H・R　　年　　月  ～S・H・R　　年　　月 | 正規・パート  その他（　　　　　　） |
|  | | | |  | | | | S・H・R　　年　　月  ～S・H・R　　年　　月 | 正規・パート  その他（　　　　　　） |
|  | | | |  | | | | S・H・R　　年　　月  ～S・H・R　　年　　月 | 正規・パート  その他（　　　　　　） |
|  | | | |  | | | | S・H・R　　年　　月  ～S・H・R　　年　　月 | 正規・パート  その他（　　　　　　） |
| ※相模原市の職員（常勤・臨任・任期付等）から会計年度任用職員に任用された場合、期末・勤勉手当の支給に影響が  あることがあります。 | | | | | | | | | |
| 資格・免許 | 種　　　類 | | | | | | | | 取得（見込）年月日 | |
|  | | | | | | | | S・H・R　　　年　　　月　　　日 | |
|  | | | | | | | | S・H・R　　　年　　　月　　　日 | |
|  | | | | | | | | S・H・R　　　年　　　月　　　日 | |
|  | | | | | | | | S・H・R　　　年　　　月　　　日 | |
| その他 | （受験に際し配慮を要する事項等） | | | | | | | | | |
| 署名欄 | 私は、関係書類を添えて相模原市会計年度任用短時間勤務職員選考に申込みをします。  なお、私は選考案内に掲げてある受験資格のすべてを満たし、裏面の欠格事由に該当しません。  また、申込書（経歴を含む）及び添付書類のすべての記載事項に相違ありません。  令和　　　年　　　　月　　　日  氏名（自筆） | | | | | | | | | |

申込書の記入要領等

１　選考案内をよく読んでから記入してください。

**２　虚偽の記載をすると採用される資格を失うことがあります。**

３　※印欄を除いて、申込書のすべての欄に記入してください。手書きで記入する場合は、黒インク又はボールペンを用いてかい書で、数字は算用数字で記入してください。

４　写真を貼ってない場合又は選考写真として適当でない場合は、選考の対象にできません。

**５　年齢は、令和７年６月１日現在で記入してください。**

６　現住所欄には、同居人の場合は同居先をはっきり記入してください。

７　職歴及び資格・免許欄には、申込みをする職に必要とされる資格・経験を必ず記入してください。

８　会場準備の都合上、受験に際し、配慮を要する場合（車椅子を使用されている方など）は、 その旨を申込書その他欄に記入してください。

９　児童福祉法第１８条の４に定める保育士に該当する職に応募される場合、同法第１８条の２０の４第１項に定める特定登録取消者の情報に係るデータベースによる照会を行います。

欠格事由

地方公務員法第１６条に定める採用に関する欠格事由。

・　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

・　相模原市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人

・　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人

・　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した人